

深川市公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル仕様書

1 事業名

深川市公共施設照明設備LED化事業

2 仕様

(1) 規格、品質について

- ① LED照明機器は日本国内メーカーであり、日本工業規格 JIS8159-1 を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。
- ② 全て新品であること。
- ③ 既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等々）で、著しく意匠が変わらないものであること。
- ④ 管球交換を基本とし、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行いLED照明に取り替えること。この場合、安定器の撤去は求めないこととする。また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途打ち合わせとする。
- ⑤ 耐久性の高い機器並びに 40,000 時間以上の寿命の光源（LED）を使用すること。（初期照度より 70%まで減衰で寿命とする）
- ⑥ 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする。

(2) メーカー製品保証期間について

- ① 10 年間以上とする。

(3) 消費電力及びCO₂ 排出量削減について

- ① LED化後の年間消費電力量及びCO₂ 排出量の大幅な削減を実施できる提案であること。

(4) 契約・金額について

- ① 10 年間（120 か月）とする。
- ② 提案にあたっては、商品代・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総額 368,951,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とし積算すること。
- ③ 賃貸借期間満了後に深川市（以下「市」という。）への所有権移転（無償譲渡）を行うこと。

(5) 導入する施設の既存設備・図面等

- ① 原則、市の閲覧場所に備える図面等を参考とすること。

(6) 設備導入工事について

- ① 工事完了報告書を提出すること。完了報告書には施工前（写真・電流値測定値）と施工後（写真・電流値測定値）の写真を記載すること。様式、測定箇所は任意で構わない。
- ② 既存の照明設備図等を修正、加筆することにより、管球更新又は器具交換した箇所及びその内容を明示した図面等を作成すること。

- ③ 更新前後の照明器具の規格、数量等を明示した施設集計表を全施設及び施設ごとに作成すること。
- ④ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」による。

（7）維持管理等

- ① 上記リース期間において、適正な維持管理を行い、導入機器の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明器具の供給をすること。
- ② 本事業維持管理の履行にあたり、業務の一部または相当部分に対し市内電気工事業者を活用するものとする。尚、市内電気工事業者の使用は契約事業者の責任において行い、市内電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（8）その他

- ① 設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- ② 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ③ 今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。
- ④ 作業にあたって劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化等の危険がないよう安全に設置すること。
- ⑤ 契約手続きに要する経費については、全て受託者が負担すること。
- ⑥ 交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、事業者等は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、管球以外の既存の機器（灯具、ソケット、スイッチ等）、使用時間並びに使用方法等上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。
- ⑦ 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、地元電気事業者の活用を優先的にを行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ⑧ 必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- ⑨ 同様の自治体公共施設のLED化業務を過去に請け負った実績があること。
※同規模の工事を請け負った証明として契約書等の提出が出来ること。
- ⑩ 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。
- ⑪ 工事開始の2週間以上前に工事工程表を提出し承認を得ること。
- ⑫ 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、市が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
- ⑬ 本事業の履行にあたり市が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- ⑭ 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。